

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

(1) 緊急事態宣言を踏まえた大臣談話等

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言に関し、本年5月14日、緊急事態措置を実施すべき区域の変更がなされ、同日、金融システム・金融資本市場の機能維持について、金融機関等及び国民の皆様に対して、大臣談話を公表したところ。
- 緊急事態措置を実施すべき区域外における貸金業者においては、業務運営に当たり、引き続き感染拡大防止に努めつつ、必要業務を継続するようお願いする。その際、業務の実施方法等については、地域の実情等を踏まえ、適切な対応をお願いする。
- 緊急事態措置を実施すべき区域における貸金業者においては、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、原則として業務をネット、コールセンター、ATMなどリモート機能を活用し継続していただき、政府や都道府県の要請に従って感染拡大防止に最大限努めると同時に、必要業務の継続に適切に努めていただきたい。

(2) 緊急経済対策を踏まえた要請

- 本年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、金融庁関連では、柱の一つである「雇用維持と事業の継続」の「資金繰り対策」において、民間金融機関による迅速かつ柔軟な既往債務の条件変更等を要請することや、信用情報に関する柔軟な取扱いを要請すること等が盛り込まれた。
- これを受け、同日、貸金業を含む各業界に対して、本対策を踏まえた資金繰り支援について要請を行った。

(要請事項 (一部略))

- ・ 新規融資の積極的な実施、既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、貸出し後の事業者の返済能力を勘案した柔軟な対応を行う

こと

- ・ 「地方公共団体の制度融資を活用した、民間金融機関の実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度」について、地方公共団体、信用保証協会等と連携を図り、必要な態勢整備を進めること
 - ・ 貸出等の条件である財務制限条項（コベナント）に事業者が抵触している場合であっても機械的・形式的に判断しないこと
 - ・ 住宅ローンや個人ローンについて、個人顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等について迅速かつ柔軟な対応をすること。また、個人向けローン等の保証業務を行っている場合においても、こうした趣旨等を踏まえた対応に努めること
 - ・ 日本政策金融公庫等との連携強化に努めること
 - ・ 生活福祉資金貸付制度について、各都道府県社会福祉協議会からの相談に応じ、緊急小口資金等の特例措置に係る送金事務手続きの迅速化に向けた対応に努めること
 - ・ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客に対し、一定期間支払いを猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないこと
- 各貸金業者におかれては、本要請も踏まえ、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

特に、顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等についての迅速かつ柔軟な対応や、事業者からの相談等へのきめ細かい対応、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客に対し、一定期間支払いを猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないことなどを徹底していただくよう、改めてお願いしたい。

(参考)「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」に寄せられた主な相談事例

- ・ コロナウイルスの影響で売上が下がっているので、再度リスクに応じてもらいたい

- ・ コロナウイルスの影響で売上が下がり経営が厳しいので、融資を受けたい
- ・ コロナウイルスの影響で急速に売上が低下したためつなぎ融資を頼んだが、謝絶された

(3) 金融機関等の報告の提出期限について

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、貸金業者においては、貸金業法等に基づく報告や届出等（事前のものを含む）の提出に事務負担が生じるものと思われる。これらの提出については、本年3月30日に公表したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸金業者における業務の実情等を十分に踏まえ、柔軟な対応を検討するので、遠慮なく当局までご相談いただきたい。

(4) 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、内閣府規制改革推進室から、経済4団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）に対して、「新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直し」に関する要望を募り、各省庁に対して要望事項に回答するよう指示があったところ。
- 貴協会には、民間の手続きに関する要望事項への回答作成に当たって、貸金業界の書面・押印等の商慣行の実態把握に多大なるご協力をいただいた。連休明けの大変短い期間でのお願いであったにも関わらず、迅速かつ柔軟にご対応いただき、感謝申し上げます。
- 今後、金融庁としては、政府全体の方針を踏まえ、貸金業者を含む金融機関から行政に提出される申請・届出等について、当面、eメールを含むオンラインでの受付や押印の省略等を行うこととしたい。また、緊急的な対応にとどまらず、制度的にも申請・届出等のオンライン化が可能となるよう対応を行うとともに、押印廃止に向けた検討を進めていくこととしている。
- 金融業界を含む民間の取引における、書面・押印等の商慣行につ

いても、可能なものから速やかに取組みを進めていただきたいと考えている。その際、見直しを行う上で課題となるものについては、金融庁と金融業界において検討会を立ち上げ、課題解決に向けた議論をしていきたいと考えている。

- 貴協会にも、是非ともご参画いただきたいと考えている。詳細については、追って連絡させていただくので、是非とも、前向きに、ご検討いただきたい。

2. 新たな形態のヤミ金融事案・多重債務問題等への対応

(1) SNS 個人間融資

- SNS などにおいて「個人間融資」を装って、貸金業の登録を受けずに業として貸付けを行う、いわゆる「SNS 個人間融資」については、昨年11月以降、Twitter 上での悪質な書込みに対し、金融庁のアカウントから直接返信を行うことで、個別にも注意喚起を行っているところ。

本日（5月20日）までに100を超える直接返信を実施しており、そのうち約半数のアカウントが削除や凍結されるなど、一定の成果がみられている。

(2) 給与ファクタリング

- 労働者が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該労働者を通じて資金の回収を行う、いわゆる「給与ファクタリング」については、それを業として行った場合には、貸金業に該当すると考えられる。

(注1) いわゆる「給与ファクタリング」については、労働者が賃金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになる。

そのため、いわゆる「給与ファクタリング」では、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の

回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、それを業として行った場合には、貸金業に該当すると考えられる。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」において、いわゆる「給与ファクタリング」を業として行うことが、貸金業法上の「貸金業」に該当するかどうかについての照会があり、「貸金業」に該当する旨の回答を行い、その内容を金融庁ウェブサイトにおいて公表した(本年3月5日回答、同月6日公表)。

- 金融庁としては、貸金業法上の登録を受けずにいわゆる「給与ファクタリング」を営む者に対し、捜査当局等と緊密に連携しつつ、厳正に対処していく。
- また、消費者被害の拡大防止の観点から、広く一般に対し、金融庁ウェブサイトやSNS等を通じて注意喚起を行うとともに、SNS事業者やプラットフォーム事業者に対し、貸金業法上の登録を受けずにいわゆる「給与ファクタリング」を営むことが同法の無登録営業の禁止に該当する旨について注意喚起等を行っているところ。

(3) 企業向けファクタリング

- 企業が保有している売掛債権等を期日前に割り引いて買い取るファクタリングに関しては、利用者が支払う手数料が高額な場合などには、かえって資金繰りが悪化し、多重債務に陥る危険性がある。
また、貸金業登録のない者が、ファクタリングを装って、債権を担保とした貸付けを業として行うこと(いわゆる「偽装ファクタリング」)は、貸金業法上の無登録営業に該当すると考えられる。
- 金融庁においては、高額な手数料によるファクタリングの利用について、多重債務の発生を抑止する観点から注意を促すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の資金繰り支援に関する相談窓口を紹介するといった内容の注意喚起を行っているところ。
また、いわゆる「偽装ファクタリング」については、捜査当局等と緊密に連携しつつ、厳正に対処していく。

(4) 新型コロナウイルス感染症に便乗した違法な貸付け等

- 新型コロナウイルス感染症に便乗して、SNS 等において「個人間融資」や「給与の買取り」をうたって、違法な貸付けが行われることが懸念される。また、政府系金融機関や民間金融機関による新型コロナウイルス対策融資のあっせん等をうたって、高額な手数料を要求する事案も発生しているとの指摘がある。
- 金融庁においては、新型コロナウイルス感染症に便乗した違法な貸付け等について、金融庁ウェブサイトや SNS 等を通じた広く一般への注意喚起を行っているところ。

(貴協会へのお願い)

- こうした問題について、貴協会においても、ヤミ金融被害防止リーフレットの配布や、ウェブサイトにおける注意喚起、大学等への出前講座の議題として取り上げるなどの取組を行っていただいております。感謝申し上げます。

引き続き、こうした注意喚起等について、ご協力をお願いしたい。また、ヤミ金融の疑いがある事案に接した場合は、情報共有をお願いしたい。

(注) このほか、近年、若年者が、友人や SNS を通じて「儲かる」と勧誘され、バイナリーオプション取引の分析ツールが入った USB メモリなど高額な情報商材を購入し、勧められた海外無登録業者と取引したところ、多額の損失を被るなどのトラブルが発生している。

貸金業との関係では、情報商材の購入資金を調達するため、貸金業者から借入れを行っている場合もあることが指摘されている。消費者被害の拡大を防止する観点から、協会員や消費者への注意喚起等について、ご協力をお願いしたい。

3. 投資用不動産向け融資に関する不適正事案

- 貸金業者が提供する投資用不動産向け融資において、年収証明書の改ざんが行われ、これに基づいた不適正な融資が実行されている事案

が発生している。

(注) 年収証明書の改ざん事案が発覚した貸金業者による調査においては、例えば、次のような問題点が指摘されている。

- ・ 年収証明書について、原本ではなくコピーの提出で足りるとされていた
 - ・ 与信判断の基準となる資料が不動産事業者に開示されていた
 - ・ 本体融資に割賦商品を組み合わせるなどしたことが、実質的な与信限度額の引上げにつながった
- 一般論としていえば、貸金業者は、貸付けの契約を締結するに当たっては、顧客の収入や返済計画等の返済能力を十分に調査する義務があり、顧客の返済能力を超える貸付けの契約を締結してはならない。
- また、特に投資用不動産向け融資においては、次のような点に留意して貸付審査等を行うことが望ましいと考えられる。
- ・ 年収証明書等の原本を徴求するなど、顧客の収入状況などを明確に確認する
 - ・ 審査基準を不動産事業者に開示しない
 - ・ 本体融資に割賦など他の商品を組み合わせる場合においては、その総額が、物件評価額等や顧客の返済能力に照らして適切なものとなっているか、十分に調査を行う
- 貴協会が、投資用不動産向け融資を取り扱っている協会員への監査等を実施する際には、こうした点も踏まえた上で、臨んでいただきたい。

4. マネロン・テロ資金供与対策にかかる取引等実態報告等の提出期限について

- マネーローンダリング・テロ資金供与対策に関し、平成 29 事務年度から開始した取引等実態報告については、毎年 3 月末時点の定量・定

性情報を5月末までにご報告して頂くこととなっているところ、今事務年度においてもご対応いただきたい。

- これまでも説明してきたところであるが、取引等実態報告の提出にあたっては、これを機会に、
 - ① 自らの取引実態や態勢整備の状況、及び対策の有効性等を確認していただくとともに、
 - ② 「継続的な顧客管理」や「取引モニタリング・フィルタリング」等の重要な項目については、再度、ガイドラインに基づいた自らの対応を検証して、

態勢の高度化に努めていただきたい。

- 各金融機関においては、決算等のご多忙な時期となるが、ご協力をお願いしたい。
- 貸金業者におかれては、本年3月期より新たにご報告していただくこととなった先もあるが、上記趣旨に鑑み、ご対応をお願いしたい。
- なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、報告についてお困りのことがあれば、柔軟な対応を検討するので、金融庁又は所管の財務（支）局までご相談いただきたい。

5. LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- 世界の主要な金利指標である LIBOR については、英 FCA ベイリー長官が、「令和3年末以降、LIBOR 維持のため、銀行にレート呈示を強制する権限の行使は行わない」旨、表明したことに伴い、令和3年末以降は恒久的に公表停止する懸念が高まっている。
- LIBOR は、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されているため、備えのない状態で LIBOR の公表が停止された場

合、利用者への影響が懸念される。

- 上記を踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、預金取扱金融機関や証券会社、保険会社等に対して LIBOR 利用状況調査を実施し、本年3月に調査結果の概要及び求められる今後の主な対応を公表した。貸金業の業態は、本調査の対象外であったが、LIBOR 参照の金融商品・取引を抱えている業者も存在すると承知しており、本資料を参照されたい。
- なお、令和3年末まで残り約1年半となる中「令和3年末」という時限を意識した対応が求められるが、LIBOR 参照の金融商品・取引を抱える金融機関には、
 - ① 取り扱う金融商品・取引のうち、LIBOR を参照しているものの包括的な洗い出し
 - ② LIBOR 参照商品の取引がある顧客に対する説明、契約内容の見直し
 - ③ 金融取引以外で LIBOR を参照している財務・管理会計やリスク管理等の業務の特定
 - ④ システムへの影響調査、及びその結果を踏まえたシステム開発といった対応が、早急に求められる。
- その上で、①期日が令和3年より前の契約については、可能なかぎり代替金利指標への「移行」を進めること、②期日が令和3年をまたぐ契約については、仮に移行ができなくても、「フォールバック」条項を導入しておくことが最低限必要かつ有用な対応である。また、③今後、満期・満了日が令和3年末を越える LIBOR 参照契約・取引を、顧客等に十分説明することなく、かつフォールバック条項も入れずに、「新たに」締結等を行った場合は、顧客保護の観点から、コンダクト・リスクを抱えるということと同じであることを認識いただきたい。
- 貸金業者においては、LIBOR 参照の金融商品・取引を抱えている業者は一部に限られると考えられるが、そうした業者については、以上の

ようなことに留意し、適切に対応いただきたい。

- 金融庁としては、今後、貸金業者における LIBOR 利用状況の実態把握を進めていくとともに、LIBOR の公表停止に備えた対応態勢の整備状況についてモニタリングしていく。

6. マイナンバーカードの普及について

- 昨年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を踏まえ、金融庁から①マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、②本人確認のデジタル化・厳格化の推進についての2つの要請文を発出。

- 特に、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」は、マイナンバーカードを普及させる観点から、令和2年度に、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策が実施されるほか、令和3年3月には、健康保険証として利用できるようになる予定。

貴団体及び会員事業者の従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用について呼び掛けを行っていただくよう、お願いしたい。

7. その他

(1) 成年年齢の引下げ

- 民法の成年年齢の引下げが令和4年4月から施行されることを見据え、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者に対する当局の検査・監督や貴協会の監査を通じて貸金業法を遵守させることに加え、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していく必要。
- その一環として、貴協会においては、成年年齢の引下げに向けた業界の貸付方針・取組状況等を把握するため、昨年度、アンケート調査

を実施していただいた。今後は、調査対象事業者数を大幅に拡大するなどして、更なる実態把握に取り組んでいただきたい。

金融庁としても、この実態把握について、貴協会と協力・連携していきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

(2) ギャンブル等依存症対策

- 貸付自粛制度については、認知度を更に高めていくため、引き続き、効果的な周知を実施していく必要。
- そのためには、ギャンブル等依存症の専門医療機関等への制度の周知や相談拠点との連携が重要であると考えられる。金融庁としては、貴協会と連携して、こうした取組を推進していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

(3) 日本司法書士会連合会からの要望

- 昨年11月5日付で、日本司法書士会連合会から金融庁に対し、貸金業者が任意整理に対応するに当たって、同会が策定している「司法書士による任意整理の統一基準」を遵守することについての要望が出された。
- 一般論としていえば、任意整理における一連の各種手続を段階的かつ適切に執行するとともに、手続の各段階で、債務者等から求めがあれば、その客観的合理的理由を説明するための態勢を構築することが重要。
- 貴協会におかれては、上記の考え方も踏まえつつ、日本司法書士会連合会からの要望について、協会員への周知をお願いしたい。

(以 上)